



補聴器の購入費を助成します

聴力機能の低下により友人や家族等とコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用を一部助成します。

1 助成の対象となる方（すべての条件を満たす方）

- (1) 区内に住民登録があり現に居住している、65歳以上の方
- (2) 耳鼻咽喉科の医師から所定の基準を満たすと認められ、補聴器の必要性を認める意見書等を徴することができる方

※所定の基準：4分法により両側中程度難聴（40 dB以上 70 dB未満）

※聴覚障害による身体障害者手帳を所持している方を除きます。

2 助成額内容

助成上限額 50,000 円

- 補聴器本体の購入費の範囲内で 50,000 円を限度に助成します。
- 助成は一人あたり 5 年間に 1 回。
- 修理費用は自己負担です。

※2 回目以降の購入は前回の助成金の交付決定日から起算して 5 年以上経過後になります。

3 補聴器購入前に必ずご確認ください

- 購入は必ず区の助成決定を受けた後にお願いします。

※事前に購入した補聴器は助成対象外です。ご注意ください

- 認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店（区外でも可）で購入してください。

認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店の検索方法

(公財)テクノエイド協会の認定補聴器技能者情報検索システム をご利用ください



※認定補聴器技能者は、補聴器を購入される方の使用目的、使用環境、希望価格等についての相談に応じ、補聴器の適合調整、補聴効果の確認及び使用指導を適切に行うことのできる、専門的な知識及び技能を有する補聴器販売従事者にテクノエイド協会が付与する資格です。

- 管理医療機器と認定された補聴器が対象です。

※集音器は対象外です

補聴器を購入しても、その後の調整が不十分な場合、聴力の改善が見込めないこともあります。
補聴器を購入する際は、自分に合わせて調整してもらい、定期チェックを受けましょう。

(裏面もご覧ください)

手続きの流れ



① 包括・地域庁舎で申請書をもらう
対象者かどうか、確認します。

② 耳鼻咽喉科を受診
助成申請書に必要事項を記入の上、助成申請書を持って、耳鼻咽喉科を受診してください。
⇒検査の結果、医師から補聴器が必要と認められた場合、助成申請書の「医師意見欄」の記入を受け、聴力図（オーディオグラム・写し可）が貼付された書類を受け取ってください。
※医療機関を受診の結果、助成の対象とならない場合があります。
※受診に係る費用、意見書作成費用は自己負担となります。

③ 補聴器販売店で相談
認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店（区外でも可）で、相談、試聴を行い、購入する補聴器について相談してください。

④ 助成申請書を提出
● 助成申請書 ※医師意見欄の記載(概ね3か月以内に記入のもの)、聴力図(オーディオグラム)の添付をご確認ください
申請書には、購入予定の店舗名、住所を記入してください。
提出先 お住いの地域包括支援センターまたは管轄の地域福祉課

⑤ 区から助成決定通知が届く

★ご注意ください★
区の助成決定前に購入した補聴器は、助成対象外です！
必ず⑤まで完了したら購入してください。



⑥ 補聴器を購入
申請書に記入した補聴器販売店で補聴器を購入し「領収書」を取得してください。
※領収書には補聴器の「医療機器認証番号」を記載してもらってください。



決定日から6か月以内に提出

⑦ 「請求書」「口座振替依頼書」「補聴器の領収書(写し)」を提出
決定日から、6か月以内に
お住いの地域包括支援センターまたは管轄の地域福祉課に提出ください



⑧ 区から助成金の振込



©大田区

お住いの地域包括支援センターの確認はQRコードをご利用ください



【問合先】 各地域福祉課 高齢者地域支援担当
大森地域福祉課 ☎ 5 7 6 4 - 0 6 5 8 調布地域福祉課 ☎ 3 7 2 6 - 6 0 3 1
蒲田地域福祉課 ☎ 5 7 1 3 - 1 5 0 8 糀谷・羽田地域福祉課 ☎ 3 7 4 1 - 6 5 2 5